

「そしある」さん 第 6号

2026年 4月発行 編集担当：樋口

●MSW 業務指針と事務分掌～医療社会事業に関すること～

4月は人事異動があったり、新採用者が入職したりと、組織全体にフレッシュな風が吹く時期だ。私が初めて就職したのは精神病院で、患者さんと一緒に日課をこなすのが仕事のような毎日だった。そのため業務の参考にしたのは、『PSW 業務式論 1981年版都立病院 PSW 業務項目別一覧』（高橋一著、精神医療をよくする会発行）である。36の業務名・対象・業務内容・目的・視点が整理され、具体的であると同時に実践の根拠も書いてありとても分かり易かった。それでB6判の情報整理カードに1分類を貼り付け虎の巻にしていた。那覇市立病院に就職してから、時々捲って相談記録や業務報告作成時に大いに役立った。

配属された業務課は、医事業務及び患者サービス部門が統合され、給食係・入院係・外来係・MSW部門になっていた。そして初めて「事務分掌」なるものがあることを知った。MSWの事務分掌は「医療社会事業に関すること、診療業務への支援・情報提供」とされ、MSWの担当は「医療相談、診療科への協力・補助業務、医療社会事業、医療扶助及び医療券受理照会、福祉事務所との連絡調整」と書いてあった。そういえば採用された時に、「あなたの人件費は、医療社会事業の予算から出ているんだよ」と聞いたような気がする、、、。そういえば那覇市長名で出された採用承諾依頼書には、「医療社会事業士の業務を担当」と書かれていた、、、。MSW業務指針の業務を担当すると思っていた私だが、行政職俸給表で給料をもらい、那覇市事務分掌条例・規則により分担した職務の内容や発生件数、1回あたりの処理時間、繁忙時期、1か月あたりの平均回数・所要時間を毎年報告しなければならなかった。

しかし、それはMSW業務の業務改善・開発に繋がった。医療相談の内訳はMSW業務指針の項目別にし、管理する文書種目に「医療福祉相談に関する書類」として「ケース相談記録、MSW業務月報、MSW業務日誌、その他医療福祉相談に関する書類」を加えた。そして業務月報を院内の各部門や那覇市役所の福祉部・保健衛生部にも回覧するようにした。後に役所からは「回してなくてもよいですよ～」とやんわり怒られたが、とにかくMSW業務を知ってもらいたいという一心だった。医療相談だけでなく、カンファレンスや種々の会議への参加等、業務の範囲が広がり増大していることを数値で示し、公費や医療扶助等の事務処理や各種患者に関する問い合わせは外来係に移管するなどした。時代背景や病院機能分化等の影響もあるが、MSWの増員要求の根拠にもなった。そしてこれらの事務分掌の変遷は、医療ソーシャルワーカー倫理綱領Ⅱ-4、（業務改善の推進）にも明記されているように、クライアントに最善の援助を提供するために必要なことだった。

また事務分掌については、いろいろと考えさせられることもあった。個々の事務には「発生段階・整理段階・計画段階・決定段階・実施段階」があり、あら！ソーシャルワークのプロセスと似ているけど、評価段階がないな、、、と思ったり、患者さんやご家族が役所でたらい回しにされたらと憤って帰ってくるのは、この事務分掌があるからなのね、、、でも大抵「～に関すること」と含みを持たせてある筈だから対応してくれても良いのに、、、と思ったり。そして「医療社会事業に関すること」は各種公費申請指導となっていて、私は国の政策を実施する人になるのだな、、、でも単に事務ではなく、ソーシャルワーカーらしくそれを行うにはどうしたら良いかな、、、と。だから、事務で時間を使うのは嫌だけど、制度・サービスを利用する患者さんには会いたいというジレンマがあった。幸いなことに那覇市立病院の職員は「ソーシャルワークマインド」を尊重してくださり、柔軟に事務分掌を運用してくださった。新米のMSWに、一歩踏み出したり手を出したりしてその隙間を埋めてくださり、事務分掌にないことを、さも当然のように走り回ってやることを黙認してくださったことに感謝している。

●MSWのつぶやき（編集後記）：

国公立病院には、今も「医療社会事業」という言葉は活きているでしょうか？MSWも今は行政職ではなく、福祉職として採用されていると思います。新業務指針はシンプルになり、併せて策定された業務基準により、その行間は広く深くなっていると感じます。柔軟で、また裁量がある業務ができると良いですね。骨董品のような手作りカードに興味のある方、差し上げますのでご連絡ください。

認識の間違いや、お気づきの点がありましたら、ご指摘ください。内容へのご意見・ご感想もお寄せください。●連絡先：mhiguchi@okuu.ac.jp